

第38回 契約・調達管理会議
議事要旨

1 開催日時

令和7年8月4日（月曜日）14時25分から15時00分まで

2 開催方法

オンライン

3 出席者

(1) 委員（敬称略、五十音順、○委員長）

○滝口 広子(※)	北浜法律事務所・外国法共同事業／弁護士
板倉 広泰	公益財団法人東京都スポーツ文化事業団デフリンピック準備運営 本部総務部シニアマネージャー
金谷 晃臣	東京都スポーツ推進本部国際スポーツ事業部事業調整第二課長
灘野 邦敏	一般財団法人全日本ろうあ連盟デフリンピック運営委員会
藤川 太郎	一般財団法人全日本ろうあ連盟

(※) 鶴川正樹委員長欠席のため、委員長職務を代理

(2) 事務局

東京都スポーツ推進本部

4 要旨

(1) 開会

(2) 議事

**ア 第25回夏季デフリンピック競技大会 東京2025 選手団付きリエゾン手配管理及び選手団
多言語連絡窓口運營業務委託【資料1】**

<説明・確認>

・案件の概要について事業担当者から主に以下を説明。

(ア) 本契約は、各国選手団に対する確実・迅速な情報伝達を行うとともに、効果的なサポート体制を構築することを目的とし、業務を委託するものである。契約期間は、契約確定の日の翌日から令和7年12月26日までである。

(イ) 業務内容としては、各国選手団の団長や代表者への帯同業務等の各国選手団付きリエゾン業務や、多言語窓口対応、メール対応業務等の連絡窓口業務などである。

<質疑・意見など>

灘 野：積算額算出にあたり、どのような事業者から参考見積を取得したのか。

担当者：旅行代理店、国際会議運営会社等から徴取している。

藤 川：宿泊業務の受託者が、今回の入札では有利になるのではないか。

担当者：宿泊業務の受託者に有利な内容とならないよう、仕様書も注意している。

藤 川：入札参加の事業者には必要な情報を提供し、平等に入札に参加できるよう対応してほしい。

イ 第 25 回夏季デフリンピック競技大会 東京 2025 広報運營業務委託【資料 2】

<説明・確認>

・案件の概要について事業担当者から主に以下を説明。

(ア) 本契約は、マスメディアを通じてデフリンピックの記録等を国内外に向けて広く発信するとともに、デフリンピックやデフスポーツへの理解のすそ野を広げ、障害のあるなしに関わらず、共にスポーツを楽しみ、互いの違いを認め、尊重しあう共生社会づくりに貢献することを目的とし、業務を委託するものである。契約期間は、契約確定の日の翌日から令和 7 年 12 月 26 日までである。

(イ) 業務内容としては、スタッフ用の運営マニュアルの作成等大会前の準備や、メディアセンター・競技会場での大会時の広報運營業務、手話言語通訳者の現地派遣や遠隔手話言語通訳等の手話通訳対応、SNS 発信や、メディアの問合せ・遺失物対応等である。

<質疑・意見など>

藤 川：海外メディアからの取材や、海外選手団の取材では、国際手話通訳者をどう手配するのか。手話言語通訳の遠隔サービスの目的についても教えてほしい。

担当者：国際手話通訳の人員は限りがあるため、海外メディアについては、各会場に配置する国際手話通訳と連携し対応していく。遠隔手話言語サービスについては、メディアが集中し手話言語通訳者が対応しきれないときに、タブレットを使って活用していくことを想定している。

藤 川：SNS での手話言語発信はあるのか。

担当者：SNS では大会スケジュールなどの案内を想定しているが、必要に応じて手話言語通訳をつける予定である。

ウ 第 25 回夏季デフリンピック競技大会 東京 2025 の協賛について【資料 3】

<説明・確認>

・案件の概要について事業担当者から主に以下を説明。

(ア) 今回付議する協賛契約候補者による申込について、デフリンピック準備運営本部にて、協賛の内容が東京 2025 デフリンピックの開催趣旨に沿ったものであること、

東京 2025 デフリンピックの準備・運営に資するものであること及び第 25 回夏季デフリンピック競技大会 東京 2025 協賛要綱第 5 条第 1 項各号のいずれにも該当しないことの審査を行い、受入れが適当であることを確認した。

<質疑・意見など>

特になし。

エ 委員長によるまとめ

・契約予定案件については、各委員の意見もふまえ契約手続きを進めていただきたい。

(3) 閉会